

- (2) 産業の種類勞務の性質を問はず雇傭契約の下に雇傭せらるゝ一切の労働者を被保険者とする事。
- (3) 年齢十六歳以上六十歳未満とす(六十歳以上の労働者に對して年金を支給すべき養老年金法は別に制定するを要す)
- (4) 保険者は政府とすること。
- (5) 失業保険の機關は職業紹介機關との密接なる連絡なるを要し、且その機關には中央、地方を通じて労働組合代表を必ず参加せしむべきこと。
- (6) 失業保険給付は労働者の生活を保障するに足る額たるを要し、扶養を要する家族一人毎に割増金を支給すべきこと。

- (7) 保険給付の期間には制限を附せざること。
- (8) 保険の費用は政府及資本家の負擔たるべきこと。

### 三、健康保險法改正案要綱

- (1) 被保険者の範圍を擴張し一切の被雇者に及ぼすこと從て施行令第九條の制限はすべて撤廢すること。(法第十七條令第九條)
- (2) 給付の範圍を擴大し、長期の傷病たる瘰癧にも及ぼし、被保険者死亡の際に於て扶養を要する遺族の扶助料をも加へ、且醫療給付は被保険者の家族にも及ぼすべきこと(法第一條第四十七條)
- (3) 業務上の傷病死亡に付ては工場法、礦夫勞務扶助規則、労働者災害扶助法等を以て災害賠償にらしむべく且總ての職業病を公証として確認すること。(工場法施行令第一三條、二)
- (4) 醫療制度の不備を速に除く爲國庫及事業主の負擔を増起し、現行法に於て被保険者一人に付國庫負擔金二圓を限度とするを改めて五圓に増額すべきこと。(法第七十條)
- (5) 保険料は全額事業主負擔たるべきこと。

一、大正九年以來種々な手続を定めて被保険者たる地位を保ち、尙失業期間中も醫療給付を受け得ること(法第二十一條)

- (7) 保險組合の自治權を尊重し自治主義とすること。(法第三十四條)
- (8) 保險組合組織の爲必要なる被保險者を二百名とすること(法第二十八條)
- (9) 保險組合の議員の選舉はもとより理事長の選任についても被保險者の自治に委ね事業主側の指名選任をなくすること(令第二十條第三十六條)
- (10) 諸種の手續殊に餘額受取手續を簡易にすること。
- (11) 保險給は期前百八十日の制限を撤廢すること。(法第四十七條)

### 理由

一、大正九年以來種々な制定をほめかされた労働組合法も昭和六年第五十九議會に反動的形式を敷へてすら金融ブルジョア階級の組織的攻撃に遭つて潰された。否資本関と其代辯者とはいつも巧みなる欺瞞の一芝居に労働組合法そのものを奪ひ去つたのである。失業対策も亦然り。二百萬の失業者に對するに正に雀の涙の如き失業救済の雨を降らして之を糊塗し、失業保險法の如きは政府當局の研究題目にすら上つて居ない。殊に最近の英獨信用恐慌の對策として反動ブルジョア階級の利用した失業保險國庫負擔の重荷の宣傳は我國に於て資本家階級の利用する所となり、失業保險法制定に關する氣運は支配階級に關する限り消失したかに見える。既に施行後五ヶ年の健康保險法に就てすら今更たやすく制定施行したことが惜しいかの様に今日に至つて僅かばかりの國庫負擔額の増加を赤字財政と結びつけて改惡の意圖を以て居るではないか。

而もかゝるうちにも資本主義の末期的病狀は不斷の動搖となつて表はれ反動と變革の交錯せる渦巻の中に我等は新しき社會の準備を急がねばならぬのである。

二、資本主義第三期の危機に直面し今日の社會並に政府が我等の労働組合法、失業保險法を採り入れるであらうなど考へる